



平成30年度 住民自治協議会が始動！

4月24日(火)花垣公民館で平成30年度時花垣地区住民自治協議会の定例総会が開催されました。

本年度の総会は2年任期の2年目で、基本的には役員はそのままとなります。

会議に先立ち、本年度の総会は、総数91名中81名の出席により(委任状提出29名を含む)成立した事が報告されました。

まず、勝島住民自治協議会会長の挨拶で始まり、来賓として三枝 上野支所長にお越しいただき、ご祝辞を頂きました。



＜総会の様子＞

平成 30 年度花垣地区住民自治協議会役員

役職	氏名	地区	備考
会長	勝島 正	予野	区長会(会長)
副会長	市田 吉秀	治田	区長会(副会長)
〃	藤 森 諭	白樫	区長会
〃	中川 秀也	大滝	〃
〃	藤永 正義	桂	〃
会計	窪田 朱子	治田	—
理事	松田 美忠	白樫	産業振興部会(部会長)
〃	中島 文明	予野	生活環境部会(部会長)
〃	上田 泰邦	予野	教育文化部会(部会長)
〃	中居 常量	予野	健康スポーツ部会(部会長)
〃	山邊 好伸	白樫	福祉厚生部会(部会長)
〃	光岡 菊郎	予野	人権啓発部会(部会長)
〃	中野 勝裕	予野	健康スポーツ部会(副部会長)
〃	吉岡 由喜	予野	教育文化部会(副部会長)
〃	大久保千秋	大滝	生活環境部会(広報担当)
〃	大垣 順子	大滝	福祉厚生部会(広報担当)
〃	今 矢 恵	治田	人権啓発部会(副部会長)
監事	西田 育郎	治田	—
〃	山出 和師	—	伊賀ふるさと農協上野西支店
事務局長	中川 秀也	大滝	—

【お詫びと訂正】花垣区長会副会長は市田吉秀(治田)さんです。お詫びして訂正致します。

先ず議長を選出と書記の任命が行われ、議長に治多さん、書記に光岡さんと吉住さんが選出・任命されました。議事では、第1号議案(前年度事業報告、決算報告、監査報告)、第2号議案(役員の変更)、第3号議案(本年度活動方針・予算)が示され、いずれも賛成多数で可決され、本年度の方針が決定しました。

花垣地区戦没者追悼式しめやかに開催

4月14日(土)旧大成中学校跡にある慰霊碑前で、平成30年度花垣地区戦没者追悼式が行われました。

戦後73年が経過し先の大戦の記憶も薄れ、戦後に生まれた者が8割を超えるようになりました。

しかし、豊かな現在を享受できるのも多くの犠牲の上にある事を忘れてはなりません。

国の為、肉親の為を想いながら散っていった皆さんを敬い追悼する事は、私達の義務であり、二度と同じ過ちを繰り返さないのが私達の責務でもあります。

今回は治田 黒瀧神社 森 宮司により神式で実施して頂き140余柱の御霊を御慰めいただきました。

現在、花垣遺族会は年々その数を減らしていますが、花垣区長会では戦争で亡くなられた方々を敬い慰霊するために今年も実施致しました。



＜慰霊碑の前で行われた戦没者追悼式の様子＞



「緑の羽根募金」は国土緑化のシンボルとして、戦後の荒廃した国土に緑を復活させる目的で昭和25年から行われています。

平成7年には、緑の羽根募金運動の基盤強化と活動内容の多様化を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく「緑の募金」として全国で募金運動が行われています。

皆様からの協力金により森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成する事を目的に、毎年1～5月と9～10月の期間中に展開されています。

コミュニティかふえ「はながき」開催中！



〈管理棟でかふえを開催〉

4月29日(日)花垣スポーツレクリエーション広場管理棟で“おちやのみ隊”によるカフェがオープンしました。
この日は40名余りが訪れ、コーヒーなどを飲みながらおしゃべりしたり、近況を報告しあったりして楽しく過ごしました。
この様子は伊賀市社会福祉協議会のフェイスブックにも掲載されていますので、ご覧下さい。

コミュニティかふえ はながき

今後の日程は下記のとおりです。

日時：6月10日(日)

7月21日(日) いずれも13:00~15:00

場所：スポレク広場 管理棟

主催：花垣地区住民自治協議会



日本赤十字社 活動資金募集運動にご協力下さい

日本赤十字社の本部は東京に、支部は各都道府県の所在地におかれ、三重県は津市に地区本部がおかれ市長(地区長)14、町長(分区長)15により伊賀市でも医療福祉政策課(26-3940)がその窓口となっています。
日本赤十字社三重支部は、明治22年10月に発足して以来、国際活動、災害救助活動、救急法等講習会の開催、医療事業、血液事業、青少年赤十字、奉仕団活動、社会福祉事業、県民の皆様にあわせた地域活動など、様々な活動に取り組んでいます。

特に三重県は自然災害も多く発生する土地柄であり、これから起こりうる災害に備えあらゆる取り組みを行っています。これらの活動の全ては、赤十字活動を理解してご協力して下さる皆様によって支えられています。赤十字への活動へのご理解とご協力をお願い致します。

特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除にご協力下さい！

外来生物法に基づき指定されている「特定外来生物」ですが、皆さんの身近にも存在します。

地域により差がありますが、5月頃から特定外来生物である「オオキンケイギク」が黄色い花を咲かせ、目立ちはじめます。

海外から来たこの植物は繁殖力がとても強く、在来の植物を駆逐し、地域の生物多様性を脅かします。駆逐に最も適しているのは、花が咲きはじめた頃から実が散布されるようになる前です。

花が咲いているときに判別しやすく、駆除しやすいので、地域で見つけたら駆除にご協力下さい。

環境省 中部地方環境事務所



〈オオキンケイギク〉



工業統計調査にご協力を

今年も6月1日時点で工業統計調査が行われます。

この調査は統計法に基づく調査で、調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国と地域行政の施策のための基礎資料として利用活用されます。5月中に調査員が対象の事業所に伺いますのでご協力をお願い致します。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用する事はありません。

調査の主旨、必要性をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

農地パトロール強化期間 各地区の農業委員・推進委員は常時農地のパトロールをおこなっていますが、遊休農地の解消・優良農地確保・農地の無断(違法)転用防止に努めるため毎年1回集中的に巡回する、強化期間を設けています。耕作可能な立地条件でありながら1年以上草刈管理がされていない農地をお持ちの方は、次の期間までに草刈りなどをして、適正に管理するようお願いします。

〔強化期間〕 6月1日(金)~8月31日(金)

〔問い合わせ〕 農業委員会事務局 ☎43-2312

5月は自転車月間です

自転車は自動車やバイクと同じ車両です。自転車安全利用五則を守り、安全運転を心掛けましょう。道路交通法上、自転車は軽車両です。歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。

自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。

歩道ではすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一旦停止しなければなりません。飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
夜間はライトの点灯。交差点での信号遵守と一時停止、安全確認。

自転車を運転し、加害者となる交通事故を起こした場合、相手が受けた損害を賠償しなければならず、近年は民事上の高額賠償責任を問われるケースが増えています。

万が一に備えTSマーク制度、や傷害保険に加入しましょう。交通事故に遭わない、起こさない為、交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

